

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境のダイナミックな変化に対応し、成長と発展に努めることにより企業価値を高め、また当社を取り巻く全てのステークホルダーに対し、社会的責任を果たしていくため、絶えず経営管理体制や組織と仕組みとの改善に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率更新	10%以上20%未満
-------------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社Zen-Noboks	4,286,200	43.43
ソリトンシステムズ従業員持株会	461,400	4.68
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	455,000	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	341,400	3.46
鎌田 信夫	290,000	2.94
株式会社三井住友銀行	240,000	2.43
GROTH INVESTMENTS LLC	190,000	1.93
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	177,200	1.80
資産管理サービス信託銀行株式会社	137,200	1.39
藤澤 哲雄	80,907	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

有限会社Zen-Noboksは、当社の自己株式の公開買付けの結果、平成26年4月16日、同社と緊密な者又は同意している者をあわせた議決権の被所有割合は当社の総議決権数の過半を下回ることから、同社は当社の親会社からその他の関係会社に異動しました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

有限会社Zen-Noboksは、その他関係会社に該当し、同社との間に役員の兼務があります。しかしながら、当社の事業活動や経営判断の決定につきましては、当社の取締役会において討議及び決議がなされているため、独立性は確保されています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤 光治	他の会社の出身者											○
土屋 清美	他の会社の出身者											○
中村 修	他の会社の出身者											○
鶴保証城	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 光治	○	独立役員に指定しております。	会社役員を経験され、企業の経験戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待し、社外取締役として選任いたしました。 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反は生じる恐れはないものと認識し、独立役員として指定いたしました。
土屋 清美	○	独立役員に指定しております。	会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待し、社外取締役として選任いたしました。 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反は生じる恐れはないものと認識し、独立役員として指定いたしました。
中村 修	○	独立役員に指定しております。	社外役員の豊富な経験と情報通信分野における高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待し、社外取締役として選任しました。東京証券取引所が独立役員に關して定めたガイドラインに該当する項目も一切無く、上記の役割を果たす上で十分な独立性を有し、一般株主との利益相反は生じる恐れはないものと認識し、指定いたしました。
鶴保証城	○	独立役員に指定しております。	経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待し、社外取締役として選任しました。 東京証券取引所が独立役員に關して定めたガ

		イドラインに該当する項目も一切無く、上記の役割を果たす上で十分な独立性を有し、一般株主との利益相反は生じる恐れはないものと認識し、独立役員として指定いたしました。
--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数 更新	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人、内部監査室と連携し、会計監査人から年4回の監査実施報告を受けるほか、必要に応じて情報交換を行い、内部監査室からは原則毎月報告を受けるほか、適宜情報交換を行い、意見交換することによって、監査の効率と品質を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 英明	その他													○
佐藤 泰雄	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 英明	○	独立役員に指定しております。	経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての監視、助言を期待し、社外監査役として選任しました。東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインに該当する項目も一切無く、上記の役割を果たす上で十分な独立性を有し、一般株主との利益相反は生じる恐れはないものと認識し、独立役員として指定いたしました。
佐藤 泰雄	○	独立役員に指定しております。	経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての監視、助言を期待し、社外監査役として選任しました。東京証券取引所が独立役員に関して定めたガイドラインに該当する項目も一切無く、上記の役割を果たす上で十分な独立性を有し、一般株主との利益相反は生じる恐れはないものと認識し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	6 名
--------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明 取締役に対するストックオプションの付与は、取締役の業績向上に対する責務を認識しその成果に報いる制度としては有効な制度と考えております。 なお、現在、ストックオプションは発行しておりません。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の執行役、子会社の従業員
該当項目に関する補足説明 当社は、役員及び従業員の経営への参画意識を高め業績向上に対する貢献意欲及び士気を高めること、及び主要な取引先からのより強固なご支援を得ることにより業績向上に寄与する制度として有効な制度と考えております。なお、現在、ストックオプションは発行しておりません。	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 当社の役員報酬の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために業績拡大および企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを目指しております。また、業績などに対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定いたしております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポートについては、専任スタッフは配置しておりませんが、主に管理本部が担当しており、取締役会の事前資料配布、開催案内などの情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は平成21年6月2日開催の取締役会において業務の執行と監督機能を明確に分離するために、執行役員制度導入を決議いたしました。取締役会は社外取締役4名を含む6名の取締役と社外監査役2名を含む3名の監査役により構成され、経営に係る重要事項について毎月一回の定例取締役会で討議・意思決定されております。また、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定のできる体制になっております。経営会議は、9名の執行役員と代表取締役によって構成され、取締役会への上程議案の討議及び取締役会が決定した基本方針に従い業務執行への展開の任にあたっております。また、監査役会は、取締役の職務の執行を監査するため、法務、会計に精通した社外監査役2名及び常勤監査役1名の計3名で構成されております。監査役は全員が取締役会に参加して、経営上の意思決定に意見を述べる体制となっており、毎月1回の定例監査役会にて情報共有、意見交換を通じて、取締役会への意見形成を行っております。常勤監査役は、社内の重要会議に出席し、業務内容の聴取や重要な決裁書類の閲覧、現場での確認などを通じて当社の業務執行状況を常に監査できる体制となっております。

当社では内部監査室を設け、業務の問題点指摘及び改善に努めております。内部監査室長は年間監査計画に基づき往査または書面により監査を実施し、当該監査終了後に監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって被監査部門に通知します。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うように努めております。そのほか、全社的なコンプライアンス推進及びリスク管理を目的として、代表取締役社長ほか取締役、常勤監査役等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人設置会社となっており、業務に精通した執行役員による執行役員制度を採用しております。執行役員による経営状況の監督・指導を強化するために、取締役会の構成は社外取締役が半数を占め、社外の有識者による経営の独立的監督機能を充実させています。また、法務、会計に精通した社外監査役を選任した監査役会により、取締役、執行役員の職務の執行のチェックを行う体制となっています。さらに、内部監査室により、業務推進状況を、実務面から監視し、具体的な業務の実態把握を行い、各種委員会により、部門をまたがるさまざまな業務の改善を推進できる体制となっています。会計監査人には、実績のある監査法人に継続的に監査を依頼し、監査の精度を高める仕組みとしています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を回避するよう努めており、2012年は6月26日、2013年は6月27日、2014年は6月17日、2015年は6月20日、2016年3月に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社が開設するホームページにIRサイトを設け、事業内容の紹介のほか、決算短信等決算情報について適時開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRにつきましては、管理本部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境保全の重要性を認識し、企業活動のあらゆる面で環境に配慮して行動することを基本理念としております。 以下、環境保全にかかる行動方針を取り決め、ホームページ上でも公開しております。 1.環境関連の法規制、環境ガイドラインを遵守します。 2.省資源、省エネルギー、廃棄物の削減やリサイクルに取り組み、環境負荷の低減に努めます。 3.環境保全活動を推進させるためのシステムを構築し、定期的な見直しを行いながら、改善を図ります。
その他	当社では、女性の活用を早くから進めており、採用や昇格など、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行っています。 2015年度には常勤監査役として女性を登用いたしましたほか、社外取締役にも女性を登用いたしました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法362条及び会社法施行規則第112条の規定に従って、業務の適正を確保するための体制（以下内部統制という）に関する基本方針を定め、以下のように実施しております。

1. 取締役・執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1)コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。
- 2)コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
- 3)内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセスおよび業務全般の適正性等について内部監査を行う。

2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. リスク管理体制の整備の状況

事業構成や事業運営にかかわる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は取締役会、経営会議において常時管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。

4. 取締役の職務執行が有効的に行われることを確保するための体制

当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - ・当社が定める関係会社管理規程および当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経営業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - ・定期的また必要に応じて、当社および子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し報告することを義務付ける。
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
 - ・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社および子会社の役員および社員等に周知徹底する。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
 - ・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。
 - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年1回以上の内部監査を実施する。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員および社員等に周知徹底する。
- ・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
- ・グループの役員および社員等に対し、年1回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年1回以上の内部監査を実施する。
- ・グループの役員および社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき社員等は、監査役の指揮命令に従わなければならない。ただし、その社員等が他の部署を兼務している場合については、監査実施中は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

7. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

- ・グループの役員および社員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・グループの役員および社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社監査役に報告する。
- ・内部監査室等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員および社員等からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に報告する

8. 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

- ・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員および社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社の役員および社員等に周知する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
- ・監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合には速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会的常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。

反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力に対応する体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

適時適切な会社情報の開示は、株主、投資家、並びに取引先から信頼を得るためにも企業としての大きな責務であると同時に、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、投資者の視点に立った迅速、正確且つ公平な会社情報の開示に努めることを基本方針としております。

2. 開示体制

1) 決定事実に関する情報

本区分に属する情報は、情報開示担当役員が取締役会事務局から取締役会付議事項を事前に入手することなどにより、決定事実に関する情報を収集のうえ適時開示情報の該当有無をチェックし、開示が必要となる事項については、情報開示事務連絡責任者が開示情報案を作成し情報開示担当役員の確認を得たうえで、取締役会の当該事項審議時に併せて開示情報内容を承認、当該事項の決議後速やかに開示を行うこととしております。

2) 発生事実に関する情報

本区分に属する情報は、情報開示担当役員が情報集約部署から連絡を受け、適時開示情報の該当有無をチェックし、開示が必要となる発生事実については、情報開示事務連絡責任者が開示情報案を作成し情報開示担当役員の確認を得たうえで、代表取締役社長に報告、承認の後速やかに開示を行うこととしております。

3) 決算情報

年度決算・中間決算・四半期決算に関する情報並びに配当予想や業績予想の修正などにつきましては、情報開示事務連絡責任者が開示情報案を作成し情報開示担当役員の確認を得たうえで、取締役会の審議時に併せて開示情報内容を承認、速やかに開示を行うこととしております。

